

○島根県警察職員の安全衛生管理に関する訓令

(平成18年6月30日島根県警察訓令第24号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 安全衛生管理体制（第5条－第11条）
- 第3章 健康診断（第12条－第18条）
- 第4章 指導傷病者等の管理（第19条－第24条）
- 第5章 保健衛生等（第25条－第27条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、警察職員（以下「職員」という。）の安全及び衛生の管理について必要な事項を定め、職員の労働災害の防止及び健康の保持増進を図ることを目的とする。

(所属長の責務)

第2条 所属長は、常に所属職員の安全の確保及び健康の保持増進に留意し、快適な職場形成に努めなければならない。

(職員の義務)

第3条 職員は、常に職場の安全及び衛生に留意するとともに、所属長、産業医及び健康管理医（以下「産業医等」という。）その他安全及び衛生にかかわる者が法令又はこの訓令に基づいて講ずる安全及び衛生に関する措置に従わなければならない。

(秘密の保持)

第4条 職員の安全及び衛生の管理業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第2章 安全衛生管理体制

(安全衛生統括管理責任者等)

第5条 警察本部に安全衛生統括管理責任者、安全管理責任者及び衛生管理責任者を、各所属に安全衛生責任者及び安全衛生副責任者を置く。

2 安全衛生統括管理責任者は警務部長を、安全管理責任者は警務部監察課長を、衛生管理責任者は警務部厚生課長を、安全衛生責任者は所属長を、安全衛生副責任者は副署長、調整官、次長、副隊長、副所長及び副校長をもって充てる。

第6条 安全衛生統括管理責任者は、安全管理責任者、衛生管理責任者及び安全衛生責任者を指揮するとともに、次に掲げる業務を統括管理する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康管理に関すること。
- (4) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、公務災害を防止するため必要な業務
- 2 安全管理責任者は、安全衛生統括管理責任者の職務を補助し、前項各号に掲げる業務のうち安全に係る事項（以下「安全業務」という。）を総括する。
  - 3 衛生管理責任者は、安全衛生統括管理責任者の職務を補助し、警察本部の衛生管理者を指揮するとともに、第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る事項を総括する。
  - 4 警察本部の安全衛生責任者は当該所属の安全衛生副責任者を、警察署の安全衛生責任者は当該警察署の安全衛生副責任者及び衛生管理者又は衛生推進者を、それぞれ指揮するとともに、第1項各号に掲げる業務を統括する。
  - 5 安全衛生副責任者は、安全衛生責任者の職務を補助し、第1項各号に掲げる業務を掌理するとともに、警察署の安全衛生副責任者においては衛生管理者及び衛生推進者を指揮する。

（衛生管理者及び衛生推進者）

第7条 警察本部及び警察署に、別表第1に定めるところにより、法第12条に規定する衛生管理者又は法第12条の2に規定する衛生推進者を置く。

- 2 衛生管理者は、規則第7条第1項第3号に規定する資格を有する者のうちから警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する。
- 3 衛生推進者は、規則第12条の3に規定する衛生に係る業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者のうちから本部長が指定する。
- 4 衛生管理者及び衛生推進者は、法第12条第1項又は法第12条の2に規定する業務を行うときは、安全衛生統括管理責任者、衛生管理責任者、安全衛生責任者及び産業医等の指導助言を受け、次に掲げる事項に重点を置くものとする。
  - (1) 勤務条件、職場環境、施設等の衛生上の調査及び改善に関すること。
  - (2) 衛生器具等の点検及び整備に関すること。
  - (3) 健康教育、健康相談、健康づくり等に関すること。

- 5 衛生管理者及び衛生推進者は、職場を巡視し、職場の環境が健康障害を起こすおそれがあると認めるときは、その防止に必要な措置を執るよう、安全衛生責任者、安全管理責任者及び衛生管理責任者を經由して安全衛生統括管理責任者に意見を述べることができる。

（産業医）

第8条 警察本部及び警察署（職員数が50人未満の警察署を除く。）に、別表第1に定めるところにより、法第13条に規定する産業医を置く。

- 2 産業医は、安全衛生統括管理責任者又は警察署の安全衛生責任者の推薦に基づき、本部長が委嘱する。

（健康管理医）

第8条の2 職員数が50人未満の警察署に、健康管理医を置く。

- 2 健康管理医は、警察署の安全衛生責任者の推薦に基づき、本部長が委嘱する。
- 3 健康管理医の職務は、産業医の職務に準ずるものとする。

（安全衛生委員会）

第9条 警察本部及び警察署に、法第19条第1項に規定する安全衛生委員会を置く。

- 2 警察署の安全衛生責任者は、安全衛生委員会を設置したときは、安全衛生委員会設置報告書（様式第1号）により安全衛生統括管理責任者に報告するものとする。

第10条 安全衛生委員会は会長、副会長及び委員をもって構成し、その職に充てる者及び人数は別表第1に掲げるとおりとする。

第11条 安全衛生委員会は、法第18条第1項に規定する事項及び職員の安全について、調査審議する。

2 安全衛生委員会は、会長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

3 会長は、安全衛生委員会を開催したときは、安全衛生委員会開催状況報告書（様式第2号）により、その内容を安全衛生統括管理責任者に報告するものとする。

4 安全衛生委員会の庶務は、警察本部にあっては警務部厚生課において、警察署にあっては総務課又は総務係において行うものとする。

### 第3章 健康診断

（健康診断の種別、実施計画等）

第12条 職員が受ける健康診断の種別は、次に掲げるものとする。

(1) 採用時健康診断

(2) 定期健康診断

(3) 特定業務従事職員健康診断

(4) 結核健康診断

(5) 臨時健康診断

2 前項の健康診断の実施計画及び期日・期間（次条第1項及び第2項並びに第17条第1項において「期日等」という。）は、安全衛生統括管理責任者が別に定め、所属長に通知するものとする。

（確実な受診）

第13条 所属長は、前条第2項に規定する通知を受けたときは、所属職員に連絡するとともに職員が期日等に受診できるよう便宜を図らなければならない。

2 職員は、特別の理由がない限り、期日等に健康診断を受けなければならない。ただし、当該期日等に受診できなかつたときは、第17条第1項に規定する報告の後、安全衛生統括管理責任者から個別の受診期日等の指定を受け、これを受診しなければならない。

3 所属長は、健康診断の結果、再検査又は精密検査（以下「精密検査等」という。）を要すると診断された職員に対し、専門医の精密検査等を受診するよう勧奨するものとし、当該職員が受診できるよう便宜を図らなければならない。

（採用時健康診断）

第14条 採用時健康診断は、職員として採用された後に、規則第43条各号に掲げる項目及び本部長が別に定める項目について行うものとする。

（定期健康診断）

第15条 定期健康診断は、次に掲げる項目について行うものとする。

(1) 規則第44条第1項に規定する項目。ただし、同条第3項の規定により省略するときは、同項の規定による医師の決定に基づき安全衛生統括管理責任者が通知する項目

(2) 職員の健康管理上定期的な検査が必要と安全衛生統括管理責任者が認め、別に定める項目

2 定期健康診断は、職員が次の各号のいずれかに該当したときは、その全部又は一部の項目を省略するものとする。

- (1) 採用時健康診断を受診しているとき。
- (2) 当該年度に他の医療機関が行う総合的な健康診断を受診するとき。
- (3) 職員が、既往症等によって他の医療機関による健康診断を受診し、その診断結果を所属長を経由して安全衛生統括管理責任者に報告したとき。

(特定業務従事職員健康診断)

第16条 特定業務従事職員健康診断は、別表第2に掲げる業務に従事する者に対し実施するものとする。

(受診状況等の報告)

第17条 所属長は、所属職員の健康診断の受診状況を期日等の終了後、別に定めるところにより安全衛生統括管理責任者に報告するものとする。

- 2 第13条第2項の規定による個別の健康診断を受診した職員は、診断書を所属長を経由して安全衛生統括管理責任者に提出するものとする。

(受診状況の記録、保管等)

第18条 所属長は、所属職員の健康診断の受診状況を健康管理個人票（様式第3号）に記録し、診断書等とともに保管するものとする。

- 2 所属長は、職員が他の所属に異動したときは、当該職員の健康管理個人票等を異動先の所属長に送付するものとする。

#### 第4章 指導傷病者等の管理

(保健委員会)

第19条 警察本部に、保健委員会を置く。

- 2 保健委員会は委員長及び4人以上の委員で構成するものとし、委員長は安全衛生統括管理責任者をもって充てる。
- 3 保健委員会の委員は、医師とし、本部長が委嘱する。
- 4 保健委員会は、職員の健康管理について本部長の諮問に応ずるほか、次に掲げる任務に当たるものとする。
  - (1) 職員又は職員として採用が予定されている者の健康状態の審査
  - (2) 職員の健康診断等に基づく指導区分の審査
  - (3) 職員の健康管理について必要な施策の建議
- 5 保健委員会は、必要に応じて委員長が招集するものとする。ただし、急を要し、会議を開催するいとまのないとき、又は軽易な事項を審査するときは、持ち回り、又は当該疾患の専門委員が職員健康状態審査書（様式第4号）に意見を記述することによりこれに代えることができる。
- 6 委員長は、審査し、又は建議した事項について速やかに本部長に答申し、又は報告しなければならない。
- 7 保健委員会の庶務は、警務部厚生課において行う。
- 8 前各項に掲げるもののほか、保健委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(指導区分の指定及び管理)

第20条 所属長は、当該所属の職員が医師の診断（健康診断を除く。第4項において同じ。）で指導傷病（結核性疾患、循環器系疾患、消化器系疾患、腎疾患、代謝性疾患、精神系疾患その他の疾患で医師、所属長等の指導が必要なものをいう。以下同じ。）にり患して

いとされたときは、健康管理指導区分指定上申書（様式第5号）により、当該医師の診断書を添えて本部長に報告するものとする。

- 2 指導傷病者の指導の区分及び内容は、別表第3のとおりとする。
- 3 指導傷病の指導の区分の指定、変更及び解除は、健康診断等により職員が指導傷病に罹患しているとされたもの又は第1項の規定による報告を受けたものについて、保健委員会の審査を経た上、本部長が判定して行うものとする。
- 4 保健委員会は、前項の審査に当たり明確な判断が困難と見込まれるときは、次に掲げる資料を整えた上で審査するものとする。
  - (1) 医師の診断による指導傷病に係るものは、その治療に当たる医師の意見書及び検査結果資料
  - (2) 健康診断等による指導傷病に係るものは、精密検査等による診断書、検査結果の資料及び担当医師の意見書
- 5 第3項の判定結果は、健康管理指導区分指定通知書（様式第6号）により、本部長が所属長に通知するものとし、所属長は、その内容を当該職員に説明しなければならない。
- 6 所属長は、指導傷病者に対し指導区分表の内容を指針として、適切な指導管理を行うものとする。

（指導区分等の記録）

第21条 安全衛生統括管理責任者は、指導傷病者別に指導傷病名、指導区分の別、検診状況その他必要な事項を記載した指導傷病者管理票（様式第7号）を作成し、その経過を記録するものとする。

- 2 所属長は、健康管理個人票に指導傷病者の指導傷病名、指導区分の別等を記載し、その経過を記録するものとする。

（休業及び復帰報告）

第22条 所属長は、職員が傷病のため休務し、その期間が引き続き6日を超える場合及び当該職員が出務したときは、休業・復帰報告書（様式第8号）により安全衛生統括管理責任者に報告するものとする。

（傷病経過報告）

第23条 所属長は、指導傷病者の経過について、次表の左欄の区分に応じ同表の右欄に定める期間ごとに、傷病経過報告書（様式第9号）により安全衛生統括管理責任者に報告するものとする。

指導区分	期間
A、B、B—1、B—2、C—1	3か月
C、C—2、D—2	6か月

- 2 所属長は、指導傷病以外の傷病で職員の休務が長期にわたるときは、6か月を超えるごとに、傷病経過報告書により安全衛生統括管理責任者に報告するものとする。
- 3 所属長は、前条及び第1項の報告を行ったときは、健康管理個人票に必要事項を記入するものとする。

（死亡報告）

第24条 所属長は、職員が死亡したときは、直ちに職員死亡報告書（様式第10号）により安

全衛生統括管理責任者に報告しなければならない。

## 第5章 保健衛生等

(感染症等患時の措置)

第25条 所属長は、職員又は職員と同居中の者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症に罹患したとき、若しくはこれらの保菌者と判明したとき、又はその状態が転帰したときは、感染症患者発生・転帰報告書（様式第11号）により安全衛生統括管理責任者に報告するものとする。

(安全衛生管理業務従事者等の教育)

第26条 安全衛生統括管理責任者は、安全衛生副責任者、衛生管理者及び衛生推進者に対して、安全衛生の業務に関する能力の向上を図るための教育、研修等を行い、又はこれらを受けの機会を与えるよう努めなければならない。

(勤務環境の保全、健康教育等)

第27条 所属長は、快適な職場環境の形成を図るため、職員の勤務場所や勤務内容等に応じ、換気、採光、照明、保温、騒音防止及び清潔に必要な措置を講ずるよう衛生的勤務環境の保持に努めるものとする。

2 所属長は、職員の健康の保持増進を図るため、健康教育、健康相談その他必要な措置を計画的かつ継続的に実施し、職員が平素からその健康の保持増進に努めるよう指導するものとする。

3 所属長は、精神性疾患を予防するため、職員の融和、生活指導、適正配置等に努めるとともに、精神性疾患の疑いのある職員に対し、産業医等と協議の上、専門医による受診の勧奨等適切な措置を講ずるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

(島根県警察職員の健康管理に関する訓令の廃止)

2 島根県警察職員の健康管理に関する訓令（平成9年島根県警察訓令第2号。次項から附則第5項までにおいて「旧訓令」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の際現に前項の規定による廃止前の旧訓令の規定により本部長が選任している衛生管理者、事業所の所属長が選任している衛生推進者並びに本部長が委嘱している産業医及び保健委員会の委員は、それぞれこの訓令の施行の日にこの訓令の規定により本部長が指定し、又は委嘱した衛生管理者、衛生推進者、産業医及び保健委員会の委員とみなす。

4 この訓令の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の旧訓令第22条第2項の規定による指導傷病者の指導区分の指定を受けている者は、第20条第3項の規定による指導傷病者の指導区分の指定を受けた者とみなす。

5 この訓令の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の旧訓令第21条第1項及び附則第3項の規定により保管し、及び整理保存している健康管理個人票及び診断書等は第18条第1項の規定により保管し、及び整理保存している健康管理個人票及び診断書等と、附則第2項の規定による廃止前の旧訓令第24条第1項の規定により作成している指導傷病者管理票は第21条第1項の規定により作成する指導傷病者管理票とみなす。

附 則（平成20年 3 月27日島根県警察訓令第11号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月26日島根県警察訓令第19号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月29日島根県警察訓令第10号）  
この訓令は、制定の日から施行する。

別表第1（第7条、第8条、第8条の2、第10条関係）

衛生管理者等及び安全衛生委員会の構成

置く職 所属	安全衛生委員会										合計
	衛生管理者等				安全衛生委員会						
	衛生 管理者	衛生 推進者	産業医	健康 管理医	安全衛生 統括管理 責任者	安全管理 責任者	衛生管理 責任者	安全衛生 責任者	安全衛生 副責任者	経験者等	
法第18条第2項 の該当号（安全 衛生委員会にお ける役割）	第2号		第3号		第1号 （本部・ 会長）	第4号 （本部・ 副会長）	第4号 （本部・ 副会長）	第1号 （警察署・ 会長）	第4号 （警察署・ 副会長）	第4号	
警察本部	3人 以上		1人		1人	1人	1人			6人 以上	13人 以上
職員数200人以上の 警察署	2人 以上		1人					1人	1人	3人 以上	8人 以上
職員数50人以上200 人未満の警察署	1人 以上		1人					1人	1人	2人 以上	6人 以上
職員数50人未満の 警察署		1人		1人				1人	1人	1人 以上	5人 以上

備考 安全衛生委員会の構成員のうち「経験者等」は、警察本部及び警察署（職員数50人未満の警察署を除く。）ともに2人以上とし、本部長又は警察署長がそれぞれ事業場の規模及び安全衛生状況等に応じて定めるものとする。

この表に示した「経験者等」の人数は、安全衛生委員会の委員を職員数に比例して指名した場合の参考例であり、職員数200人以上の場合、100人につき1人ずつ増員する方法により算出したものである。



別表第2（第16条関係）

特定業務従事者の健康診断

健康診断の種別	健康診断を行う職員	参照規定等
深夜業務従事者健康診断	常時交替制勤務に従事する職員	労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第45条
食品取扱業務健康診断	炊事担当者	労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第47条
有機溶剤健康診断	印刷業務従事職員 地域課航空隊の技師 科学捜査研究所職員（兼務職員を除く。）	有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第29条
鉛健康診断	人材育成課けん銃実射指揮官及びけん銃特別訓練生及び警察学校けん銃指導教官	鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第53条
石綿物質健康診断	過去に石綿取扱作業に従事した職員	特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第39条
高気圧業務健康診断	機動隊潜水活動従事職員	高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）第38条
放射線物質健康診断	科学捜査研究所職員（兼務職員を除く。）	電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第56条
VDT作業健康診断	情報管理課職員（電算業務従事者及び照会センター職員）	職員の健康保健及び安全保持（昭和48年人事院規則10—4）第16条
騒音業務健康診断	騒音業務従事者	

## 別表第3（第20条関係）

## 健康管理指導区分指定表

疾病区分	指導区分	指 導 内 容
結核性疾患	A	勤務を休ませ、入院又は自宅療養により治療に専念させる。
	B-1	交替制勤務者は日勤勤務に替える。深夜勤務、時間外勤務、宿直及び出張（以下、「深夜勤務等」という。）はさせない。術科を免除する。 通院の方法により医師の治療を受けさせる。
	B-2	交替制勤務者は日勤勤務に替える。深夜勤務等はさせない。術科を免除する。 定期的に医師による指導観察を受けさせる。
	C-1	連続する深夜勤務等はさせない。術科を免除する。 通院の方法により医師の治療を受けさせる。
	C-2	連続する深夜勤務等はさせない。術科は準備運動程度にとどめる。 定期的に医師による指導観察を受けさせる。
	D-2	勤務はおおむね普通でよい。 定期的に医師による指導観察を受けさせる。
	D-3	勤務は普通でよい。 定期健康診断時に経過を観察する。
循環器系疾患	A	勤務を休ませ、入院又は自宅療養により治療に専念させる。
	B-1	交替制勤務者は日勤勤務に替える。深夜勤務等はさせない。術科を免除する。 通院の方法により医師の治療を受けさせる。
	B-2	交替制勤務者は日勤勤務に替える。深夜勤務等はさせない。術科を免除する。 定期的に医師による指導観察を受けさせる。
	C	連続する深夜勤務等はさせない。術科は準備運動程度にとどめる。 医師の治療又は定期的な指導観察を受けさせる。

消化器系 疾患 腎疾患 代謝性 疾患 精神系 疾患 その他の 疾患	A	勤務を休ませ、入院又は自宅療養により治療に専念させる。
	B	交替制勤務者は日勤勤務に替える。深夜勤務等はさせない。 術科を免除する。 医師の治療又は定期的な指導観察を受けさせる。
	C	連続する深夜勤務等はさせない。 術科は準備運動程度にとどめる。 医師の治療又は定期的な指導観察を受けさせる。

注：1 指導区分基準

区分	指導区分	
生活規制の面	A	勤務を休む必要のあるもの
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの
	C	勤務をほぼ平常に行ってよいもの
	D	平常の生活でよいもの
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの

2 出張とは、おおむね通常の勤務時間（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間）内における日帰旅行を除くものをいう。

様式 [略]